

議案第9号

朝来市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月3日提出

朝来市長 多次 勝 昭

提案理由要旨

施設の利用許可の取消し及び損害賠償義務等に関する規定等を整理するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

朝来市立学校施設の開放に関する条例（平成17年朝来市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 137 条、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 44 条及びスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 13 条の規定に基づき、朝来市立学校の施設を学校教育及び学校行事等に支障のない範囲で市民の利用に供すること（以下「開放」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第 1 項中「施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）」を「開放の対象とする学校の施設（以下「施設」という。）を利用しようとするもの」に改める。

第 7 条中「について」を「の施行に関し」に、「教育委員会が別に」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（原状回復の義務）

第 8 条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第 4 条の規定により利用の許可が取り消され、又は利用の一時停止を命じられたときも、同様とする。

（損害賠償の義務）

第 9 条 故意又は過失によって施設、附属設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失した利用者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第 6 条を削る。

第 5 条を第 7 条とし、第 4 条の見出し中「還付」を「不還付」に改め、同条を第 6 条とする。

第 3 条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条中「使用者は、使用」を「利用者は、利用」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 朝来市立学校の屋内運動場を利用する場合において冷暖房設備を使用するときは、教育委員会規則で定める額を前項の使用料に加算する。

第 3 条を第 5 条とし、第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（利用の不許可）

第 3 条 教育委員会は、施設を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備又は備品等を破損するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利するおそれがあるとき認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、利用を不相当と認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第4条 教育委員会は、施設の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用を一時停止することができる。

- (1) この条例又は教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定による処分により利用者が損失を受けることがあっても、教育委員会は、その補償の責めを負わない。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	施設名	午前	午後	夜間	1日
		8：00～ 12：00	12：00～ 17：00	17：00～ 22：00	8：00～ 22：00
小学校	屋内運動場	1,000円	1,200円	1,400円	3,200円
	運動場	400円	500円	600円	1,300円
中学校	屋内運動場	1,300円	1,600円	1,800円	4,200円
	運動場	400円	500円	600円	1,300円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の朝来市立学校施設の開放に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（朝来市立小学校及び中学校条例の一部改正）

3 朝来市立小学校及び中学校条例（平成17年朝来市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とする。

議案第9号資料

朝来市立学校施設の開放に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、朝来市立学校（認定こども園を含む。）の施設を学校教育及び学校行事等に支障のない範囲で一般市民の利用に供することに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第2条 施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、規則の定めるところにより、あらかじめ朝来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条の規定に基づき、朝来市立学校の施設を学校教育及び学校行事等に支障のない範囲で市民の利用に供すること（以下「開放」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第2条 開放の対象とする学校の施設（以下「施設」という。）を利用しようとするものは、規則の定めるところにより、あらかじめ朝来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>(利用の不許可)</p> <p>第3条 教育委員会は、施設を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設、附属設備又は備品等を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、利用を不相当と認めるとき。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第4条 教育委員会は、施設の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用を一時停止することができる。</p> <p>(1) この条例又は教育委員会規則の規定に違反したとき。</p>

(使用料)

第3条 使用者は、使用の許可を受けたときに別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第5条 市長は、特別の事由があるとき、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復義務)

第6条 使用者の責めに帰する理由により、施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、使用者は、これを原状に回復し、これに要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第7条 この条例について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表（第3条関係）

施設名	午前	午後	夜間	1日
	8:00 ~12:	12:00 ~17:	17:00 ~22:	8:00 ~22:

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定による処分により利用者が損失を受けることがあっても、教育委員会は、その補償の責めを負わない。

(使用料等)

第5条 利用者は、利用の許可を受けたときに別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 朝来市立学校の屋内運動場を利用する場合において冷暖房設備を使用するときは、教育委員会規則で定める額を前項の使用料に加算する。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の事由があるとき、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第4条の規定により利用の許可が取り消され、又は利用の一時停止を命じられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第9条 故意又は過失によって施設、附属設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失した利用者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があるとき、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第5条関係）

区分	施設名	午前	午後	夜間	1日
		8:00 ~12:	12:00 ~17:	17:00 ~22:	8:00 ~22:

	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>			<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
小学校 屋内運動場	<u>1,000</u> 円	<u>1,200</u> 円	<u>1,400</u> 円	<u>3,200</u> 円	小学校 屋内運動場	<u>1,000</u> 円	<u>1,200</u> 円	<u>1,400</u> 円	<u>3,200</u> 円	
中学校 屋内運動場	<u>1,300</u> 円	<u>1,600</u> 円	<u>1,800</u> 円	<u>4,200</u> 円	中学校 屋内運動場	<u>1,300</u> 円	<u>1,600</u> 円	<u>1,800</u> 円	<u>4,200</u> 円	
小学校 運動場	<u>400</u> 円	<u>500</u> 円	<u>600</u> 円	<u>1,300</u> 円	小学校 運動場	<u>400</u> 円	<u>500</u> 円	<u>600</u> 円	<u>1,300</u> 円	
中学校 運動場	<u>400</u> 円	<u>500</u> 円	<u>600</u> 円	<u>1,300</u> 円	中学校 運動場	<u>400</u> 円	<u>500</u> 円	<u>600</u> 円	<u>1,300</u> 円	
認定 こども園 遊戯室	<u>500</u> 円	<u>600</u> 円	<u>700</u> 円	<u>1,600</u> 円						

附則第3項関係 朝来市立小学校及び中学校条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的外使用料)</p> <p>第3条 市立学校を目的外に使用する場合の使用料は、朝来市立学校施設の開放に関する条例（平成17年朝来市条例第112号）の定めるところによる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第4条 市立学校を目的外使用した使用者が故意又は過失によって当該公の施設を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、市立学校の管理に関し必要な事項は、教育</p>	<p>(委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、市立学校の管理に関し必要な事項は、教育</p>

委員会規則で定める。	委員会規則で定める。
------------	------------